

## 日本のソーシャルワーク教育の特徴と課題

～新組織、カリキュラム、実習教育などの視点から～

日本社会福祉教育学校連盟 副会長  
同志社大学教授 黒木保博

2018年4月に日本のソーシャルワーク教育3団体(日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会)は統合され、新組織「日本ソーシャルワーク教育学校連盟」が発足する予定である。統合組織に至った主な理由とともに、統合組織のねらいについて論じることとする。このことから、日本のソーシャルワーク教育の沿革と特徴、また取り組むべき今後の課題が明らかになり、韓国との比較が可能となる。

### **Characteristics and Issues in Japanese Social Work Education: Focusing on New Organization, Curriculum, and Field Education**

Yasuhiro Kuroki (Professor, Doshisha University)  
Vice President, Japanese Association of Schools of Social Work

The three Japanese organizations of social work education (the Japanese Association of Schools of Social Work, the Japanese Association of Schools of Certified Social Workers, and the Japanese Association of Schools of Certified Psychiatric Social Workers) are scheduled to unite in April, 2018 and form a new organization, the 'Japanese Association of Social Work Education'. This paper discusses about the reasons leading up to this unification, as well as about the purpose of the new association. From these, historical development, features, and future issues of social work education in Japan are pointed out, making comparison with Korea possible.

# 日本のソーシャルワーク教育の現状と課題

－ 3 団体組織統合、カリキュラム等の視点から－

日本社会福祉教育学校連盟

副会長 黒木保博（同志社大学）

はじめに：

現在、日本の高等教育機関におけるソーシャルワーク教育の充実と振興に取り組むために、次の3団体が組織化されている。「一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下、学校連盟）」（1955年発足）、「一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（以下、社養協）」（2001年発足）、「一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（以下、精養協）」（2004年発足）である。しかし、この3団体は、来年2017年4月に組織統合することがすでに決定されている。（参考資料：「日本における社会福祉教育・ソーシャルワーク教育・研究の鳥瞰図」（2015）学校連盟）

本発表では、3団体の中でも歴史が古い学校連盟活動の変遷を辿りながら、ここに至って、なぜ3団体が組織統合をすることになったのかを報告したい。その報告の過程で、日本のソーシャルワーク教育の現状、特徴と課題にも触れ、未来について考えていくことにする。

## 1. 日本におけるソーシャルワーク教育団体の変遷

**学校連盟の設立：**日本の高等教育機関における社会福祉教育は、1910年代に始まっている。第二次世界大戦後、1954年11月に日本社会福祉学会が設立された。この学会設立大会後に、17大学・26名の出席により、学校連盟の前身である任意団体「日本社会事業学校連盟（以下、学校連盟）」設立が決議された。設立の直接的理由は、国際ソーシャルワーク教育学校連盟に日本の大学が加入する窓口となり、1958年の「第9回国際ソーシャルワーク会議」、「第9回国際ソーシャルワーク教育会議」東京開催を引きうけるためであった。まず、1955年に日本の加盟校14校で学校連盟を設立した。1956年第8回ミュンヘン会議において日本の14校の加盟が承認され、第9回の会議開催準備を本格的に始めた。しかしながら、設立間もない学校連盟が国際会議開催をする資金は不足しており、国際ソーシャルワーク会議開催費の中からこの教育会議開催費を支出してもらうことになった。（1）ともあれ、日本に1955年学校連盟が設立された理由が国際活動をするためであったことを確認しておきたい。

いうまでもなく、国際ソーシャルワーク教育学校連盟（International Association of Schools of Social Work、以下、IASSW）」は1928年パリでヨーロッパ地域を中心にした51校で設立されている。IASSWは、第二次世界大戦中は事実上活動停止を余儀なくされたが、戦後すぐに再発足している。

日本は1928年パリでの「国際ソーシャルワーク会議」から代表団を送っている。戦後、日本社会事業学校教員になっていた故・仲村優一氏によれば、1950年の国際ソーシャルワーク会議出席者から、当時のIASSWに関する情報が入ってきたという。故・仲村氏は、

その後長きにわたり日本を代表して国際社会福祉会議、国際ソーシャルワーカー協会、そして IASSW で活躍した人物である。日韓ソーシャルワーク教育・研究の交流にも多くの功績を残した感謝すべき人物である。故・仲村氏によれば、1954年カナダ・トロントでの第7回国際ソーシャルワーク会議において、第9回会議の日本開催が正式に依頼されたという。日本側もこの受諾のために学校連盟を設立したことになる。(2)

**1960年代の活動:** 学校連盟が設立初期に取り組んだ活動の一つとして、日本社会福祉学会、日本ソーシャルワーカー協会等、他の社会福祉関係団体との共同で、社会福祉領域での専門職資格制度充実・資質向上のための陳情・運動の展開があった。

たとえば、日本社会福祉学会との共同で「社会福祉主事・児童福祉司・身体障害者福祉司の資格を向上せしめる方策に関する陳情」(1957年)、日本ソーシャルワーカー協会との連名で「専門社会事業職員の資格を向上せしめる方策についての陳情」(1962年)、両団体との共同で最高裁判所・法務省に対して「家庭裁判所調査官採用試験科目改正に関する陳情」(1963年)、当時の厚生省・自治省・大蔵省に対して「専門家庭相談員の設置の要望書」(1964年)、日本ソーシャルワーカー協会・日本精神医学ソーシャルワーカー協会との共同で「精神衛生技術指導體制の確立に関する陳情」(1965年)の陳情・運動を行っている。この中で、家庭裁判所調査官の採用試験に社会福祉系専門科目の追加が実現した。また厚生省通知の「家庭児童相談室の設置運営について」(1965年)で、社会福祉系団体が共同で要望した福祉事務所の家庭児童相談室設置が実現している。

さらに、この時代の学校連盟が取り組んだ事業を振り返ると、社会福祉系大学を中心にした全国的組織として、社会福祉教育領域での役割と貢献をしている。

たとえば、文部省(現:文部科学省)に「社会福祉学修士・同学士の称号に関する陳情」を1966、1968、1974年と繰り返し行っている。社会福祉学が付いた学位を授与できるようにとの運動であった。また、1966年には4年制大学における社会福祉学科教育カリキュラム基準を検討するための委員会を設置し、「社会福祉学科教育カリキュラム学校連盟基準」を策定している。

しかしながら、60年代末から加盟大学は大学紛争に突入した。当然のことながら学校連盟活動も事業展開ができず、一時の活動停滞を余儀なくされたといえよう。

**1970年代の活動:** 1971年には学校連盟単独開催の「第1回社会福祉教育セミナー」が「社会福祉教育の現状と問題点」をテーマに開催している。

また、60年代の活動で先述したように、専門職資格制度充実・資質向上のための取り組みが再開された。70年代前後には、たとえば東京都や大阪市等、地方自治体レベルでの専門職採用答申があった。すなわち、社会福祉教育に直接つながる専門職資格化、国家資格制度化への提言が高度経済成長の進行する中で協議され、実現するようになった。

政府は1969年「社会福祉施設緊急整備5カ年計画」が打ち出した。社会福祉領域での施設増加、従事者増加、そして職員の資質向上が不可欠という状況から、社会福祉教育内容の検討がなされた。同年、厚生大臣から中央社会福祉審議会に「社会福祉向上の総合方策についての諮問」があり、中央社会福祉審議会職員問題分科会が設置された。この分科会が提案したのが、1971年の「社会福祉士法制定試案」であった。これは国家資格としての

社会福祉士であり、社会福祉専門職養成教育とのつながりが強化されることになった。しかしながら、結局は「時期尚早」ということで白紙還元されてしまい実現しなかった。とはいえ、その後も厚生省や中央福祉審議会では、社会福祉教育の基本構想やあり方が継続して議論された。この時期、財団法人大学基準協会理事会が「社会福祉学教育に関する基準及びその実施方法」（1978年）を承認するなどの動きもあった。

**1980年代の活動：**80年代の学校連盟活動に関しては、1986年に日本（東京）で開催した第23回国際ソーシャルワーク教育会議並びに第9回国際ソーシャルワーカー・シンポジウム、そして第23回国際社会福祉会議の取り組みが挙げられる。実は、これらの国際会議を通じてソーシャルワーカー資格制度が日本にも必要との認識が高まり、「社会福祉士法及び介護福祉士法」（1987年）の制定が実現した。学校連盟は資格制度化の実現のために尽力した。翌年1988年に社会福祉士・介護福祉士養成教育が開始され、そして1989年第1回社会福祉士・介護福祉士試験が実施された。多くの学校連盟加盟校は4年生学生に国家試験受験資格を取得させるために、読み替え科目の申請、また新たな指定科目を設置した。多くの加盟校では実習時間が不足していたことから4年生の夏休みを利用した実習が急遽始まった。実習教育の充実のためのマニュアルを全社協と学校連盟で共同して作成した。

**1990年代の活動：**1997年にはわが国の社会福祉領域に大きな影響をもたらした「介護保険法」が成立した。同年に「精神保健福祉士法」が成立し、加盟校は新たに精神保健福祉士養成教育にも取り組んでいくことになった。

また1999年3月には新高等学校学習指導要領において教科「福祉」が創設された。高等学校において、福祉関連業務従事者を養成する専門コースが設置された。社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を高等学校で促進する目的であった。またこの創設により「福祉」担当教員養成教育が学校連盟加盟校を中心に取り組まれることになった。

また社会福祉系大学が増加する中、後に述べる学校連盟社団法人化が1990年代に本格的に議論され、取り組まれた。

**2000年代の活動：**学校連盟は他の専門職能団体4団体（(社)日本社会福祉士会、(社)日本医療社会事業協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会）とともに、2003年7月に長崎・佐世保市で、アジア・太平洋地区ソーシャルワーク教育学校連盟（Asia-Pacific Association of Schools Welfare Educator 以下、APASWE）、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Worker、略：IFSW）主催の地域会議「第17回アジア太平洋社会福祉教育・専門職会議」開催の取り組みを、故・仲村優一組織委員会委員長にしてスタートさせた。しかしながら、開催直前にアジア各国でのSARS発症があったために開催中止に追い込まれた。

2004年10月のIASSWアデレード大会には日本から約50名が出席した。IASSWはIFSWとともに「世界教育基準」および「倫理規定」を採択している。世界教育基準は、ソーシャルワーク教育を行う世界の大学が満たすべき基準を、目的、カリキュラム、実習、教員、

学生、事務体制等にわたって具体的に規定しているが、各国・各大学に遵守を強制するものではなかった。(3)

2005年9月、韓国・ソウル市で開催された第18回アジア太平洋社会福祉教育・専門職会議には、日本から約140名の参加者があった。

**社団法人化の取り組み：**社団法人化の取り組みは、今後の学校連盟の基本的方向を示す取り組みとして、1995年－1997年の理事会で継続的審議されていた。1997年7月開催の理事会では、社団法人認可権を持つ文部省高等教育局との協議を行うに至った経過と背景が報告された。すなわち、①学校連盟の組織体制の再編、強化の必要性から社会福祉士養成教育、介護福祉教育、大学院教育等を含む見地から社会福祉教育をとらえて、位置づけていくこと、②文部省も社会福祉関係の人材育成を重視していること、③高齢化社会対応を軸とする人材育成の社会的要請から保健・福祉・医療の各機関、団体の動きが活発化していること、④社会福祉教育を取り巻く情勢の変化と近年著しい加盟校の増加に対応するには従来の運営体制では困難になりつつあり、組織体制の整備を図る必要性があるとの諸理由があった。いわば社会福祉教育の充実と学校連盟活動の基盤強化をめざした法人化準備を理事会は取り組み始めた。(4)

理事会協議を経て、1997年度総会では、協議事項として学校連盟の「社団法人化への取り組み」が提案され、活発な議論が繰り広げられた。この提案は原案通りに可決された。総会では、文部省高等教育局を法人化窓口にしていくが、文部省並びに厚生省共管の社団法人化を実現する取り組みが今後の課題として報告されている。また、社団法人化の準備も含めて、学校連盟活動の基盤強化に不可欠である事務局機能を整備するために、これまで会長校に設置されていた事務局とともに東京事務所の開設準備が承認された。

社団法人化に取り組む第一の理由に、設立以来、会長校に事務局を置き、担当教員がボランティアで運営していく体制では限界がでてきている運営問題が取り上げられた。なぜなら、90年代の急激な社会福祉系学部・学科等の加盟校増加傾向が背景にあった。いわゆる工場等制限法による大都市等での大学新設又は増設が制限されている中で、文部省は例外規定として社会福祉学部・学科の新設と増設を認めたこと、そして高齢化社会に対応するための介護保険法(1997年)実施等で、一気に国民の社会福祉への期待が膨らむ中、福祉系大学又は学部の新設・増設ラッシュを迎えたことにある。社会福祉系学部・学科には受験生が押し寄せたことになる。1991年は56校であったが、1997年104校になっていた。さらに2002年には176校に増加していることから、社会福祉系学部・学科の増加現象が理解できる。

第二の理由には、時代的要請として他の社会福祉関係機関・団体との連携強化の必要性が出てきたからである。従来からの学校連盟の役割を引き続き、かつ社会的発言力を維持していくためには社団法人化が必要であった。1990年代から他の社会福祉関係機関・団体等の団体は、実務体制整備をどんどん進めていた。介護福祉士養成教育を担っている日本介護福祉士養成施設協会はずでに1991年に社団法人化されていた。日本社会福祉士会も1996年に社団法人化された。

学校連盟は、社会福祉専門職業養成を重要な事業として位置付け、これまでに取り組んできた実績があったことから、ほとんどの加盟校は国家試験受験資格がとれる社会福祉士

養成教育にも取り組んでいた。他の関連団体が社団法人格をもち、社会的責任と認知度を高めていることから、学校連盟もその組織整備を急ぐ状況が出てきていた。

第三の理由は、第一、第二の理由とも関係するが、社会福祉教育のナショナルセンターとしての活動がますます重要になってきたからである。つまり、学校連盟運営の継続性・発展性をはかる必要性からであった。事務局に専任スタッフが必要であり、専任スタッフ達の安定した身分保障をしていくためにも法人化が必要であった。

しかし、学校連盟が総会決議で目指した文部省・厚生省共管による社団法人化交渉は厳しい局面に直面した。それは、なぜ共管の法人なのかという目的・性格、また学校連盟活動の独自性・必要性を理解してもらい困難さがあった。学校連盟が目指す社団法人は、社会福祉士を中核とした社会福祉専門職養成教育を包含しつつも社会福祉教育を全体的、総合的に推進する高等教育の組織体であった。文部省（高等教育局医学教育課）は、高等教育における社会福祉教育を担当領域にしており、社会福祉関係人材の養成に関わる施策を総合的・一体的に推進する視点から、学校連盟の法人化に関心を示してくれた。しかし、厚生省（人材基盤課）からは共管ではなく、社会福祉士養成教育に特化した厚生省専管の社団法人であれば、いつでも設立の相談にのりたいとの意向が示されたからである。

学校連盟は、法人化検討委員会、拡大三役会、理事会での繰り返しの協議を経て、2000年8月に臨時総会を開催した。臨時総会での協議結果は、学校連盟の法人化にあたっては、1997年度・1998年度総会決議及び1999年1月の学長・理事長会議承認の「文部省・厚生省共管による社団法人化」の方針を変更し、今後、学校連盟としては、大学院教育・研究も含めて高等教育機関における社会福祉教育全般について協議、推進するために、文部省専管の社団法人設立を志向して取り組むことになった。一方、社会福祉士等養成教育に特化した活動は、厚生省専管による社会福祉士養成教育を主たる目的とした新たな社団法人設立をすることになった。そこですでに活動をしていた任意団体「社会福祉士養成施設協議会（専門学校）」と協議し、その設立に共同して取り組むこととした。

この結果、2001年6月、社団法人日本社会福祉士養成校協会（略称：社養協）が設立された。法人化の取り組みを承認した1997年学校連盟総会からすでに4年が経過していた。

次いで2003年12月、文部科学省専管による「社団法人日本社会福祉教育学校連盟」の設立認可があった。社団法人学校連盟設立の目的として、①社会福祉教育の振興と水準向上のためのナショナルセンターとしての役割を果たすため、②社会福祉教育のレベルアップのための方策、学部・学科の社会福祉教育・専門職養成教育のみならず、大学院教育における研究者養成・高度職業人養成のカリキュラム・シラバス研究への貢献、③国際社会福祉教育でのアジア社会福祉教育への貢献、④高等学校福祉科教育を含めた小中高校での福祉教育への貢献を法人化によって事業化していきたいことが確認された。2009年には日本精神保健福祉士養成校協会が一般社団法人になった。

以上のように、1997年の社団法人化をめざす総会決議から、3団体法人化には12年間の長い時間が経過していた。結果は、文部科学省専管で高等教育機関での社会福祉教育を主な事業の柱とした学校連盟と、厚生労働省専管で、社会福祉専門職養成教育に特化した社養協、その後設立された精養協の3団体による取り組みになったのである。

この当時の公益法人制度の指導監督基準や監督官庁の事情によって、それぞれが別法人を設立しなければならなかった。

**3 団体組織統合に向けて：**3 団体は、それぞれ定款に基づき、固有性を求めて事業を展開していた。学校連盟は社会福祉専門職養成教育にとらわれず、社会福祉教育、大学院教育、学術研究、国際活動、五大連携などを中心に事業を展開してきた。社養協は、社会福祉士養成に特化した教育内容の検討、社会的認知の向上、国家試験受験生への合格支援、担当教育の資質向上に向けた事業に取り組んできた。精養協も社養協と同じく精神保健福祉士養成教育に特化した各種の事業に取り組んできた。

3 団体がそれぞれ目的を掲げ、深化した事業に取り組むことが、独自性を濃く出しているというメリットがある。しかしながら、1) ソーシャルワーク教育関係者以外からは、なぜ3 団体が分立しているのかがよく理解できない。2) つまり同じような課題や目的をもっているにもかかわらず、監督官庁に認可された別法人であるという事情から、別々の事業に取り組むことになっていること、3) それぞれの団体の事業遂行に加盟校は時間とエネルギーを費やすことになること、4) 多くの加盟校は、3 団体加盟、2 団体加盟をしており、担当教員は出席する委員会、会議、事業に重複が生じてしまうこと、5) 団体は組織運営をする必要上、別々に年会費を徴収しており、加盟校負担が増大していること等のデメリットも指摘されるようになった。社会福祉学教育、社会福祉専門職養成教育というものの、教育内容を明確に線引きすることは不可能に近いと思われた。

さらに、組織統合のための内外の条件が次第にそろうようになってきた。2008 年、公益法人制度改革により社団法人を規制する法律が改正された。これにより全国規模で事業を展開する法人の場合、すべて内閣府所管となった。このことは、比較的容易に3 団体が組織統合して一般社団法人を設立できるようになったのである。

また、2013 年6 月に、同じ建物フロアに3 団体の事務所が同居するようになった。3 団体事務局が一緒に協力できる業務ができたこと、相互補完ができること等、団体の事業分散によるロスをカバーできることになった。2014 年、3 団体会長・事務局長による意見交換を経て、組織統合に向けての検討作業がスタートした。

さらに社会福祉学教育、社会福祉専門職養成教育をする加盟校が置かれた厳しい社会状況が出現してきた。これは少子高齢社会を迎えて、すべての高等教育機関の置かれた状況であるものの、社会福祉系大学・短期大学・専門学校を取り巻く深刻な状況がでもあった。共通するのは「福祉離れ」という現象である。1990 年代後半から2000 年代前半の「福祉ブーム」が一転して「福祉離れ」を生み出していた。

2016 年4 月現在、日本には4 年制大学775 校がある。国立大学86 校（11%）、公立大学86 校（11%）、そして私立大学603 校（78%）である。学生数約286 万人が在学しているが、国立大学生約61 万人（21%）、公立大学約15 万人（5%）、そして約210 万人（73%）が私立大学生となっている。（5）実は、日本では1990 年代後半から定員割れの大学の割合が徐々に上昇し、2015 年度では43%の私立大学が定員割れをしている。日本の社会福祉系学部・学科を設置している大学の特徴は、国立大学・公立大学に少なく、圧倒的に私立大学ということである。社養協加盟校が188 校（2015 年）あることから、775 校中の約24%が社会福祉士国家試験受験資格を取得できる4 年制大学といえる。しかしながら、2003 年に176 校あった学校連盟加盟校も退会届けが相次ぎ、現在は140 校加盟に減少している。多くの場合、福祉系学科に受験生が集まらないことから募集停止するか、学科再編

をしているといわれている。私立大学の定員割れは、地方・小規模校の私立大学に見られる現象といわれている。このことは社会福祉系学部・学科を受験する受験生の減少を意味していることになる。2008年に介護福祉士養成課程をもつ大学・短期大学で50%の養成校で定員割れが相次いでいると報道された。(6)これは介護職が「低賃金・重労働」で離職率が高いといわれたことが影響しているといわれている。相次いで介護福祉士養成課程から撤退し始めたのである。実は、社会の人々にとっては、福祉と介護は同じという理解が一般的である。介護職に関する報道は、福祉系大学に二重写しとなって波及し、福祉も同じ状況と判断されているともいえよう。

以上のことから、加盟校が「福祉離れ」に対応するためにも、事業や運営の分散化をなくし、組織運営の効率化・合理化をしたうえで、3団体組織統合によるパフォーマンスを最大化する努力をしなければならない。

**日本ソーシャルワーク教育学校連盟（予定名称）**：3団体が組織統合した後の新しい団体名称は「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（Japanese Association for Social Work Education 略称：JASWE）」が予定されている。新組織は次の事業を行う予定である。1) ソーシャルワーク教育の充実発展及び質的水準の保証と向上の促進、2) ソーシャルワーク教育の内容及び方法等に関する調査研究事業、3) ソーシャルワーク教育に関する教材、資料等の作成に関する事業、4) ソーシャルワーク教育学校の設置者、教職員、学生に対する研修等の事業、5) 社会福祉士又は精神保健福祉士として現に登録している者、ソーシャルワーク教育学校を卒業又は修了した者、その他ソーシャルワークに従事する者への研修、その他資質の向上に関する事業、6) ソーシャルワークに従事する有資格者の任用・活用・待遇改善等にかかる国内外の情報収集及び政策に関する事業、7) 学校教育・生涯教育等におけるソーシャルワーク教育の啓発・普及活動、8) ソーシャルワーク教育に関する国際学術交流、9) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業は、本邦及び海外において行うものとする。(7)

**2, 現状と課題**：学校連盟が1955年に設立されて以来、取り組んできた主な事業・活動は次の内容である。1) 国際関係活動、2) 社会福祉教育カリキュラムと加盟審査基準、3) 委員会活動、4) 社会福祉教育セミナー等である。今回は、この中でカリキュラムについての取り組みを報告する。

#### **社会福祉教育カリキュラムと加盟基準：**

日本の大学設置に関する法律としては、設置に必要な最低の基準を定めた「大学設置基準」がある。この法律に基づいて大学・学部・学科・課程の新設・再編等が行われている。また人材の養成に関する目的を達成するための必要な授業科目は各大学が開設し、体系的に教育課程を編成し、公表することが大学に求められている。すなわち、社会福祉学教育のカリキュラム科目と内容については、各大学で決定することになっている。福祉系学部・学科の場合、医学、看護学等の専門職養成教育と異なり、すべての在籍学生が社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験受験資格取得の科目を履修するわけではない。大学によってその受験資格取得率は異っている。そのために多くの大学では、学士号取得に必要な科目



を履修させ、卒業単位 124 単位が取得できる仕組みとなっている。しかし、多くの設置科目は、国家試験受験資格取得のための指定科目としても認定される仕組みになっている。いわば多くの大学では、社会福祉教育と社会福祉専門職養成教育という 2 重構造で実施されているといえよう。学校連盟は以下に述べるように、これまでカリキュラム内容の見直し、連盟基準設定等に取り組んできたが、あくまでも加盟校の責任において設置、見直しが行われてきた。

**国家試験受験資格取得のカリキュラム：**以下に紹介する国家試験受験科目名と大学設置科目名が一致する場合もある。大学設置科目名と国家試験試験科目名が異なる場合には、事前に読み替え科目として厚生労働省に届け出をしておくことになっている。すなわち、大学設置科目名では読み替え届け出の「児童福祉論」であるが、社会福祉士試験科目名では「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」となっている。

試験科目名と試験科目別出題基準は公開されている。試験科目名は、1) 人体の構造と機能及び疾病、2) 心理学理論と心理的支援、3) 社会理論と社会システム、4) 現代社会と福祉、5) 地域福祉の理論と方法、6) 福祉行財政と福祉計画、7) 社会保障、8) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 9) 低所得者に対する支援と生活保護制度、10) 保健医療サービス、11) 権利擁護と成年後見制度、12) 保健医療サービス、12) 社会調査の基礎、13) 相談援助の基盤と専門職、14) 相談援助の理論と方法、15) 福祉サービスの理論と方法、16) 高齢者に対する支援と介護保険制度、17) 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、18) 就労支援サービス、19) 更生保護制度、である。

国家試験ではこの 19 科目の科目別出題基準に則した 150 問が出題される。時間は 240 分である。総得点 60%程度で合格となっているが、すべての科目での得点が求められている。なお、試験科目ではないものの、学生が受験資格取得のために履修すべき科目として、相談援助演習科目、相談援助実習指導、相談援助実習が指定されている。なお演習時間、担当者資格、また実習機関・施設、期間、時間数、実習担当者資格、実習指導者資格についても指定されている。従来から、出題範囲、基準等についての見直しが論議されており、かつ実習制度に関しても、多くの検討課題が出てきている。

**これまでの取り組み：**1960 年に学校連盟は、カリキュラム研究委員会を設置している。ケースワーク教授内容の検討、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションのカリキュラム、実習プログラムについての討議を 60 年代には積極的に行っている。さらに 1966 年には社会福祉学科カリキュラム委員会報告「総合大学社会福祉学科の教育カリキュラム案」を最初の連盟基準として承認している。この基準では、①基礎部門 8 科目のうち必修 5 (24 単位) ②分野部門 14 科目のうち必修 2 (10 単位以上)、③方法・技術部門 8 科目のうち必修 4 (14 単位以上)、これらの①～④のうち必修 (4 単位以上) 12 科目 52 単位以上、⑤関連科目 28 科目、合計 59 科目 (76 単位以上) を決定している。(8)

この連盟基準は、1987 年の「社会福祉士法及び介護福祉士法」制定にあわせて、加盟基準として再編されている。これはこの新しい制度の充実をめざし、加盟校の社会福祉教育の質的向上をはかり、ア kredィテーシヨンの機能を強めることで、学校連盟の社会的評価を高める指針とするためであった。具体的には、社会福祉学教育条件と教育水準の向上

をねらっていることから、専任教員数を打ち出し、実践能力の発達を重視し、実習・演習の実施を強く迫る内容となっている。

その後、1987年加盟審査基準は改訂され、審査基準の明記、例示科目・単位数を履修年限と国家資格のための指定科目を考慮して全体の整合性をはかった改訂加盟基準（1994年）となった。さらに社団法人設立後に設置された加盟入会審査委員会、評議員会、理事会の審議を経て、2005年度臨時総会では「社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟審査基準」が決定された。第1条には、「本基準は加盟に際しての要件を示すものであり、加盟後は別に定めるアクリディテーションを受け、社会福祉学教育の水準の質的向上を図るものとする」となっている。しかし、その後、具体的なアクリディテーションが別に定められておらず、早急に取り組むべき課題となっていた。

**コア・カリキュラム**； 学校連盟社会福祉専門委員会では2005年から2012年度までコア・カリキュラム構想に取り組んできた。「社会福祉学教育の質の向上と水準確保」のための具体的取り組みとして位置づけられるが、大学の独自性をものではない。コア・カリキュラムは教科科目を示すのではなく、学ぶべき項目を示すものである。Ⅰ群 社会福祉学、Ⅱ群 社会福祉専門職の基本に関わる実践能力、Ⅲ群 理論的・計画的なソーシャルワークの展開能力、Ⅳ群 多様な利用者へのソーシャルワーク展開能力、Ⅴ群 実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力、Ⅵ群 実践の中で研鑽・研究ができる能力 などとなっている。社会福祉士養成カリキュラムは実践に直接関わる知識・技能に焦点を当てていると考えられるが、学校連盟の「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育」のコア・カリキュラムでは、学士力及び国際基準を視野に入れて策定されている。今後の実践において、あるいは個人・地域・社会の福祉ニーズに対して、どのような役割を担っていかねるかがコア・カリキュラムの視点からも検討すべき時期である。

**3. ソーシャルワーク教育学校連盟の今後の課題**：厚生労働省は2007年、社会福祉士に関する在り方の意見内容をまとめ、より実践力の高い人材養成を実現するための教育カリキュラム見直しを実施した。さらに近々見直しが始まるといわれている。2007年は、指定科目名の見直しと時間数の増加、そして実習に係わる時間数、教員要件、実習指導者要件、施設整備要件等の在り方について実施された。

学校連盟が取り組んできた足跡から、新しい組織が取り組むべき課題をまとめてみたい。第1には、先に指摘した高等教育機関における2重構造による福祉教育をどのように考えるかである。毎年の社会福祉士と精神保健福祉士試験合格者発表、大学別合格者数・合格率発表は、学校に大きな影響を与えている。さらに受験生の大学受験校選択にも影響を与えている。そのために、合格率上昇のために講義内容は国家試験の過去問を解き、知識を詰め込むだけになっているという風評を聞くことがある。

ソーシャルワーカーとしての知識と実践力を身に付けさせるためには、専門職養成教育だけで完結するはずはなく、いわゆる大学における教養教育との接合が重要ということである。大学教育の伝統的特徴は、教養教育にある。現在では西洋古典を基礎とする人文教育の伝統的エリート教育ではなく、市民的教養としての一般教養、社会が提起する課題に答えられる教養教育と姿を変えている。

2002年、中央審議会は『新しい時代における教養教育の在り方について』を答申した。その後も、各大学には教養教育の在り方を総合的に見直し、再構築することを強く求めている。学生力の低下が指摘されている中、知識の高度化、複雑化、流動化において、教養教育で何を身に付けさせるのかを明らかにしなければならない。たとえば、教養教育において「倫理学」「生命倫理」を学び、専門教育でソーシャルワーカーの倫理綱領を学べば、専門者として深い理解が可能と思われる。このような教養教育に裏づけされた専門教育課程を考えると、自ずと教養教育と専門教育の科目数、単位数のバランスが検討されるだろう。各大学の真価が問われている。

第2には、単なる職業的実務家養成の教育ではなく、公共的使命をもったプロフェッショナル養成教育であるという視点から検討すべき課題である。社会福祉分野の専門家の取り扱う世界は、医師や弁護士のように先端に行けば行くほど実証の厳密さ、確かさが要求されるのではなく、逆に他の学問領域とのつながりを不可欠にする構造となっている。そのためには幅広い教養こそが実践を支えてくれる世界であることを理解させる必要がある。

第3には、この専門家養成のための教育方法の充実をぜひ検討すべきである。実践と理論を繋ぐために、他分野では症例研究、判例研究、事例研究等で実践力ある専門家を養成してきた伝統をもっている。実践的な判断・見識、理論的な知識・科学的な判断をどのように見付けさせるか、いわゆるソーシャルワーカーとしての物事が考えられる養成教育方法を検討しなければならない。講義科目と演習・実習との関連での検討である。コア・カリキュラムの検討を急ぐ必要がある。

第4には、教育の質を保証することから基準化が必要ではあるが、各大学・養成校の独自性・特色を生かした教育理念・目的・目標・教育課程・教育方法が実施できる方策が必要である。各大学の責任において、質の保証と担保をしなければならない。

第5には、学部教育だけの専門職養成教育にはどうしても限界性があることから、いかに大学院教育とのつながりを考えていくかの方策が必要である。大学院における高度職業人養成教育、社会人レカレント教育の在り方が問われている。認定社会福祉士などスーパーバイザーの養成も期待されている。また大学院教育は、未来の研究者養成を使命としており、その教育課程や指導方法にもこの際、検討をすべきである。

第6には教育機関と専門職団体と連携がさらに強化できる方策が必要である。介護福祉士、保育士との関連など、さまざまな職種との連携が必要である。カリキュラムについても、専門職団体と常に議論の場を確保し、お互いが提案していくことが必要だと思われる。

第7には、相互評価システムの確立をするための早急な方策が必要である。とりわけ、国家試験では評価ができない実習・演習系の指定科目について、大学が十分に取り組むシステムが求められている。2002年の学校教育法改正により、いわゆる認証評価機関による評価を7年以内ごとに受けることが義務化された。この際、教育研究水準の向上や活性化を努め、社会的責任を果たしていくためにも福祉系大学・養成校の相互評価システムが不可欠と考えている。(9)

文献・資料

- (1) (2) 仲村優一(語り手)「国際社会事業学校連盟とわが国の社会福祉教育」一番ヶ瀬康子/大友信勝、日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネル

ヴァ書房、1998年、330-374

- (3) 『学校連盟通信』NO.54, 2005.1 p.21
- (4) 大友信勝「日本社会事業学校連盟の組織整備-法人化に向けて-」『学校連盟通信』NO.41, 1998.3, pp.15-22
- (5) [www.mext.go.jp/a-menu/koutou/kouritsu/index.htm](http://www.mext.go.jp/a-menu/koutou/kouritsu/index.htm) 2016.4.29 文部科学省 公立大学について
- (6) <http://job.yomiuri.co.jp/news/jo.ne.08050707.cfm> 2008年5月8日 読売新聞記事「介護福祉士養成大8割定員割れ」
- (7) (説明資料) 2016年2月15日 「ソーシャルワーク教育3団体 [日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会・日本精神保健福祉士養成校協会] の組織統合について
- (8) 『J.A.S.S.W.ニュース』創刊号、日本社会事業学校連盟発行 昭和37年5月、pp.4-7
- (9) 黒木保博「巻頭言 社会福祉教育における専門職教育のあり方」『学校連盟通信』NO.56、2007.1 pp.1-2

#### 【参考文献】

黒木保博(2007)「学校連盟の成立、足跡と現状」ソーシャルケアサービス従事者研究協議会編、大橋謙策編集代表『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』相川書房、(初出論文を修文)

社団法人日本社会福祉教育学校連盟(平成25年3月)『平成24年度 社会福祉士の質の向上に資するコアカリキュラムに関する研究』報告書